

# 「大連市の情報技術に係る人材養成・訓練機構 認定弁法」

2008年12月 公布

日本貿易振興機構（ジェトロ）大連事務所 編

※ 本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含まず。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。

## 大連市の情報技術に係る人材養成・訓練機構認定弁法

### 大連市情報産業局

第1条 大連市のソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る人材養成・訓練の需要を満たし、ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る人材養成・訓練の支持程度を強化し、大連市のソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る養成・訓練機構の健全な発展を促進するため、「ソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業の発展をより一層促進することに関する大連市の若干の規定」の関係要求に従い、この弁法を制定する。

第2条 この弁法において「情報技術に係る人材養成・訓練機構」（以下「養成・訓練機構」という。）とは、大連市の管轄区内において法により登記登録し、かつ、教育部門及び労働部門において教育に係る資質を取得し、ソフトウェア及びサービスアウトソーシング企業のために人材サポートを提供することを目標として、ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに関連する情報技術人材項目の養成・訓練に従事する社会的専門養成・訓練機構及び大学・中等専門学校の実情に合わせた養成・訓練等の専門機構をいう。

第3条 養成・訓練の方向は、外国語類に係る養成訓練、ソフトウェア設計開発技能養成・訓練、アウトソーシング業種技能養成・訓練、ゲーム業種設計開発技能養成・訓練、IC 設計技能養成・訓練及びインターネットに関連する技術養成・訓練等のソフトウェア及びサービスアウトソーシング業種に関連する技能養成・訓練を展開することを中心として、重点的に次に掲げる養成・訓練項目を展開する。

(1) ソフトウェア及びサービスアウトソーシング産業が緊急に必要とする当該年度大学卒業予定者及びまだ就業していない卒業生が参加する保有人材養成・訓練

(2) ソフトウェア及びサービスアウトソーシング業者によるサービスアウトソーシング業務引受けの需要に基づいて行なう実情に合わせた人材養成・訓練

(3) ソフトウェア及びサービスアウトソーシング企業の人員の職位就任前の業務技術能力に係る入職養成・訓練

(4) ソフトウェア及びサービスアウトソーシング企業の国際認証知識及び国際認証人材に係る国際認証養成・訓練

(5) ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに関連する法律及び業種標準並びに関連知的財産権に係る養成・訓練

(6) ソフトウェア及びサービスアウトソーシング企業に関連するその他の知識養成・訓練

第4条 大連市情報産業局は、養成・訓練機構が認定する主管部門であり、全市の養成・訓練

機構の認定及び管理業務に責任を負う。その職責は、次のとおりである。

- (1) 区・市・県（先導区）の情報産業主管部門を組織して養成・訓練機構の認定業務を展開する。
- (2) 全市の養成・訓練機構の認定及び年度検査業務を監督・検査し、認定及び年度検査結果を審査し、承認する。
- (3) 養成・訓練機構による認定及び年度検査に係る訴えを受理する。

第5条 市の情報産業局は、関連する区・市・県（先導区）の情報産業主管部門に委託して当該管轄区内の養成・訓練機構の認定業務に責任を負わせる。区・市・県（先導区）の情報産業主管部門の職責は、次のとおりである。

- (1) 当該区内の養成・訓練機構の認定申請を受理する。
- (2) 関係する専門家を組織して養成・訓練機構の評価審査をする。
- (3) 養成・訓練機構の年度検査業務に責任を負う。
- (4) 当該区が認定し、年度検査に合格した養成訓練機構を市の情報産業主管部門に報告・送付して審査し、記録にとどめる。

第6条 認定を申請する養成・訓練機構は、同時に次に掲げる条件を具備しなければならない。

- (1) 独立した法人資格を有し、かつ、大連市において登録している。
- (2) 労働局又は教育局の認定を経て、「社会的力量学校運営許可」に係る資質を有している。
- (3) ソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る人材養成・訓練項目を展開することの経験を有している。前年度に関連するソフトウェア及びサービスアウトソーシングの人材養成・訓練項目を展開した人数が100人以上（1人あたりの養成・訓練が200時間以上）で、かつ、養成・訓練を経た受講生の60%以上がソフトウェア及びサービスアウトソーシング業務に従事していなければならない。
- (4) 規模を有する学生募集と養成・訓練に係る条件及び能力を有している。関連するソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る人材養成・訓練項目に適する教学場所を有しており、性能が良好な教学専用ソフト・ハード施設を有し、完全化された教学管理制度及び教学管理体系を有している。
- (5) 学校運営の規模及び学校運営の専門に適合する安定した専任又は兼任の教師を有している。専任教師は教師総数の4分の1を下回らず、各養成・訓練に2名以上の理論課教師及び実習指導教師を配備する（そのうちの1人は、5年以上のソフトウェア開発経験を有さなければならない）。兼任教師は、企業の在職エンジニア及びソフトウェアプロジェクト開発業務に従事したことがある教師を主としなければならない。
- (6) 健全な財務管理制度及び合格した財務人員を有し、独立した銀行口座を有し、又は独立採算を行なうことが可能であり、かつ、前年度の財務状況が良好である。

第 7 条 養成・訓練機構は、常年申告を認定し、四半期ごとに集中して評価審査をする。

第 8 条 養成・訓練機構が認定を申請する場合には、次に掲げる資料一式 2 部を提出する必要がある。

- (1) 大連市情報技術人材養成・訓練機構認定（年度審査）申告表
- (2) 「社会的力量学校運営許可証」の原本及び写し又は「会社営業許可証」の写し及び国内外の著名企業が授権した養成・訓練証明の原本及び写し
- (3) 教学場所に係る証明
- (4) 関連するソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る人材養成・訓練教材及び養成・訓練項目のカリキュラム体系
- (5) 授業をする教師の名簿
- (6) 物価部門による費用収受許可証
- (7) 前年度における養成・訓練状況の説明資料、かつ、養成・訓練卒業者の就業状況の提供
- (8) 当該年度の人材養成・訓練業務計画
- (9) 短期的将来のソフトウェア及びサービスアウトソーシングに係る人材養成・訓練の目標
- (10) 養成・訓練機構が被養成・訓練人員に発布する専門知識及び技能養成・訓練考查合格証書の写し

第 9 条 養成・訓練機構が年度検査制度を実行する場合には、年度検査は、認定標準に従い執行する。年度検査は、養成・訓練機構が自由意思により申請し、期間を徒過して年度検査を申請しない、又は年度検査が不合格である養成・訓練機構については、その養成・訓練資格は自動的に失効し、優遇政策の享受を停止する。

第 10 条 大連市情報産業局、各区・市・県（先導区）の情報産業主管部門は、養成・訓練機構に対し共同で監督及び管理をする。その中には、被養成・訓練人員に対する意見徴求、委託養成・訓練企業に対する意見徴求、養成・訓練活動（養成・訓練カリキュラム、養成・訓練方式、授業状況、受講生の就業等の面を含む。）に対する不定期の監督検査が含まれる。

第 11 条 認定を経た養成・訓練機構は、所定の期限に従い各区・市・県（先導区）の情報産業主管部門及び市の情報産業局に対し統計報告表を提出しなければならないが、期間を徒過して報告しない企業については、優遇政策の享受を停止する。

第 12 条 認定を経た養成・訓練機構に調整、分割、合併及び再編等の変更事由が発生した場合には、変更の決定をした日から 30 日以内に、認定機構に対し変更認定又は再編申告手続をし

なければならない。変更認定手続をしない場合には、関係する優遇政策の享受を停止する。

第 13 条 養成・訓練機構に次に掲げる行為の 1 つのある場合には、当該機構に是正するよう命令する。事案が重大である場合には、その認定資格を取り消し、1 年乃至 3 年内はその認定申請を受理しない。

- (1) 養成・訓練機構の認可文書、認可証書及び標識を偽造し、又は冒用したとき。
- (2) その他の機構又は個人に養成・訓練項目を譲渡し、又は下請けさせたとき。
- (3) 公開文書、宣伝資料及び公告に虚偽、誤導性、又は誇大した宣伝内容があるとき。
- (4) 法律、法規及び規定の関連要求に違反するその他の行為
- (5) 顧客の苦情申立てが集中し、影響が悪劣な養成・訓練機構

第 14 条 各区・市・県（先導区）の情報産業主管部門は、この弁法に基づき具体的な業務細則を制定し、市の情報産業局に報告して記録にとどめることができる。

第 15 条 この弁法は、大連市情報産業局が解釈に責任を負う。